

【毎月1日は、ながさき家畜防疫の日】

飼養衛生管理基準遵守重点項目のセルフチェックを行いましょう！！（牛の判定基準表）

飼養衛生管理基準は多岐に及びますが、以下の7項目を特に重要な内容とし、家畜防疫の日にはセルフチェックを行い、遵守状況の確認と不遵守項目の改善に努めてください。

家畜防疫に関する基本的事項		
〔人に関する事項〕		
1 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底（項目3）		
①飼養衛生管理マニュアルの作成		
内容	（「遵守」と判定できる取り組み例）	チェック欄
必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。	家保が配布したマニュアルがいつでも確認できるような状態であれば「遵守」と判定します。	
②飼養衛生マニュアルの配布、看板の設置		
内容	（「遵守」と判定できる取り組み例）	チェック欄
従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	家保が配布したマニュアルや掲示用の資料が農場に設置されており、農場に出入りする関係者が、いつでも内容を確認できるような状態であれば「遵守」と判定します。	
③衛生情報の周知		
内容	（「遵守」と判定できる取り組み例）	チェック欄
家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者に周知徹底している。	従業員がいる場合、家保から発信する各種情報を従業員と情報共有できていれば「遵守」と判定します。	
〔飼養環境に関する事項〕		
2 埋却地の確保		
内容	（「遵守」と判定できる取り組み例）	チェック欄
家畜伝染病発生時の死体の埋却の用に供する土地（24ヵ月齢以上の牛一頭当たり5㎡を標準とする。）の確保。	確保できていれば「遵守」と判定します。自己所有地以外の場合は、有事の際は埋却地として使用することへの同意書が必要です。	
衛生管理区域内への病原体の侵入防止		
〔人に関する事項〕		
3 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目15）		
内容	（「遵守」と判定できる取り組み例）	チェック欄
衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	①～③のいずれかと④ができていれば「遵守」と判定します。 ①手指消毒用噴霧器が設置されている。 ②薬用せっけんが設置されている。 ③専用手袋を使用している。 ④掲示物の設置等により従業員や外来者にも周知されている。 注）確実に消毒を行うことが重要です。	
4 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目16）		
①衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置		
内容	（「遵守」と判定できる取り組み例）	チェック欄
衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。	①②のいずれかと③ができていれば「遵守」と判定します。 ①農場作業従事者人数分の衛生管理区域専用衣服・靴が準備されている。 ②自宅で衛生管理区域専用衣服・靴を着用し、自宅と農場間を直行・直帰している。 ③掲示物の設置等により従業員や外来者にも周知されている。	
②更衣による衛生管理区域への病原体の侵入防止		
内容	（「遵守」と判定できる取り組み例）	チェック欄

<p>更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。</p>	<p>①～④がすべてできていれば「<u>遵守</u>」と判定します。 ①更衣前後の衣服どうしが接触しないように区分管理できている。 ②履き替え前後の靴底の消毒が行われ、動線を介した交差汚染防止が図られている。 ③更衣の際、手指の消毒を行っている。 ④掲示物等により従業員や外来者にも周知されている。</p>	
--	---	--

〔物品に関する事項〕

5 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目17）

①入口付近に消毒設備を設置

内容	（「遵守」と判定できる取り組み例）	チェック欄
<p>衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。</p>	<p>消石灰帯対応の場合は、タイヤ一周が完全に消石灰に接するように散布されていれば「<u>遵守</u>」と判定します。 注）散布の痕跡程度では「<u>不遵守</u>」となります。</p>	

②当該農場専用の車両フロアマットの使用等

内容	（「遵守」と判定できる取り組み例）	チェック欄
<p>衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。</p>	<p>①②のいずれかと③ができていれば「<u>遵守</u>」と判定します。 ①ブーツカバーを着用 ②車内に消毒用噴霧器を常備し、乗り降り乗りの際に、靴底の消毒が適切に行われている。 ③掲示物等により従業員や外来者にも周知されている。</p>	

衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

〔人に関する事項〕

6 畜舎に立ち入る者の手指消毒等（項目15）

内容	（「遵守」と判定できる取り組み例）	チェック欄
<p>畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。</p>	<p>①～③のいずれかと④ができていれば「<u>遵守</u>」と判定します。 ①手指消毒用噴霧器が設置されている。 ②薬用せっけんが設置されている。 ③専用手袋を使用している。 ④掲示物の設置等により従業員や外来者にも周知されている。 注）確実に消毒を行うことが重要です。</p>	

7 畜舎の入口における靴の交換又は消毒（項目24）

①畜舎ごとの専用の靴を設置、②排せつ物等が付着した場合の、洗浄及び消毒

内容	（「遵守」と判定できる取り組み例）	チェック欄
<p>①畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対して、これを着実に着用させている又は靴の消毒をさせている。 ②靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。</p>	<p>①①②のいずれかと③ができていれば「<u>遵守</u>」と判定します。 ①消毒効果が確実に得られる状態で踏込消毒槽が設置されている。 ②その他の方法で確実に消毒されている。 ③掲示物の設置等により従業員や外来者にも周知されている。 注）確実に消毒を行うことが重要です。</p>	

衛生管理区域外への病原体の拡大防止

〔人に関する事項〕

8 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等（項目33）

内容	（「遵守」と判定できる取り組み例）	チェック欄
<p>衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。</p>	<p>①～③のいずれかと④ができていれば「<u>遵守</u>」と判定します。 ①手指消毒用噴霧器が設置されている。 ②薬用せっけんが設置されている。 ③専用手袋を使用している。 ④掲示物の設置等により従業員や外来者にも周知されている。 注）確実に消毒を行うことが重要です。</p>	

〔物品に関する事項〕

9 衛生管理区域から退出する車両の消毒（項目34）

内容	（「遵守」と判定できる取り組み例）	チェック欄
----	-------------------	-------

	<p>衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。</p>	<p>①～③のすべてができていれば「遵守」と判定します。 ①消石灰帯対応の場合は、タイヤ一周が完全に消石灰に接するように散布されている。（散布の痕跡程度では不可） ②掲示物の設置で内容が周知できている。 ③掲示物の設置等により従業員や外来者にも周知されている。 注）確実に消毒を行うことが重要です。</p>	
--	---	---	--

